

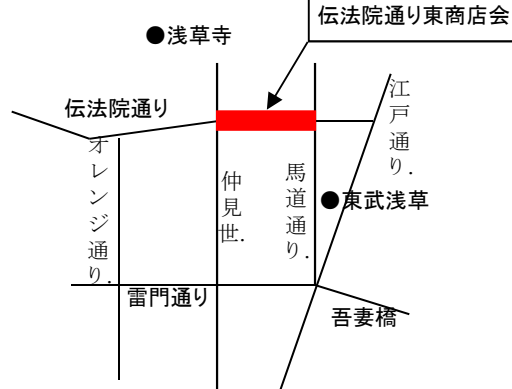
『伝法院通り東商店会景観協定』概要

1. 根拠法令: 東京都台東区景観条例第30条
2. 協定区域: 台東区浅草二丁目1番1号～浅草二丁目2番4号、
浅草一丁目35番8号～浅草一丁目36番5号先
3. 区域面積: 1,300㎡
4. 協定締結者数: 29人
5. 用途地域: 商業地域
6. 協定の有効期間: 10年間
(廃止の意思がなければ自動的に10年間延長)
7. 協定認定年月日: 平成19年10月15日
8. 認定番号: 第4号

■整備前の状況



■案内図



9. 景観形成基準の内容

景観形成基準の方針

伝法院通り東商店会は、昭和6年東武鉄道が浅草に「浅草雷門駅」として開業して以来、仲見世、浅草寺、六区街を結ぶ中核としての役割を担ってきた通りです。

又、近年は国際通りから隅田川の水辺までの東西を結ぶ新しい観光ルートの中の中心の通りになってきております。そこで伝法院通り東商店会も街の魅力を高める為に、台東区景観まちづくり条例に基づく「景観協定」地区として定め、将来にわたり景観整備を図るものです。

他にない街並みづくりに向けて建物ファサード、工作物、屋外広告物、街路等の形態、意匠、位置、面積、色彩等の基準を設け、魅力ある「伝法院通り東商店会」を永続することを目的とします。

10. 景観形成基準細目(抜粋)

(1) 建物ファサードに関する事項

① 建物ファサード形状・形態・色彩

- ・5階以内までの統一ファサード
- ・スカイライン(建物の輪郭線)の調和
- ・外壁は「和」を感じさせる(横羽目、縦羽目、白壁)、色は(黒、白、薄こげ茶)
- ・庇の形態(瓦、瓦棒)、色は(黒、こげ茶)

② 暖簾

入口等の開口部に取付け、街並みを整える

③ 建築付属物

窓部分は窓台、窓格子等を探り付ける

④ 建築設備等

設備は露出しないよう隠蔽等によりファサードデザインの一環として工夫する

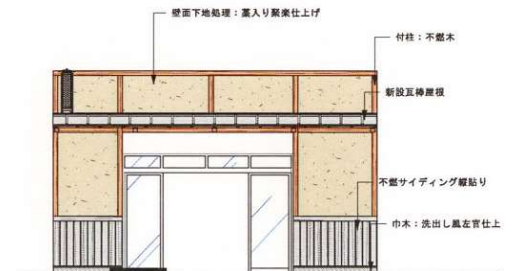
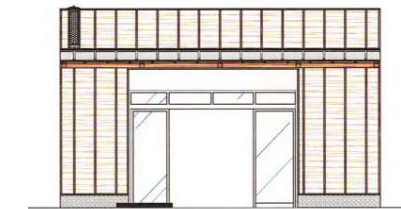
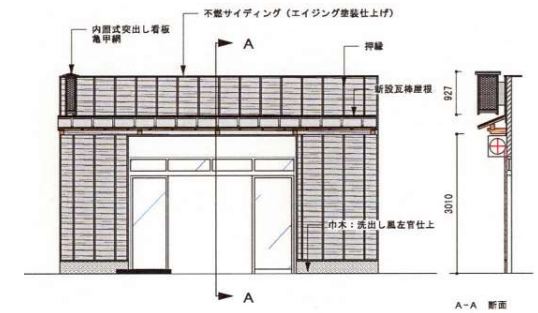
⑤ 物品置場等

歩道に突出して物品置場等を設置しない

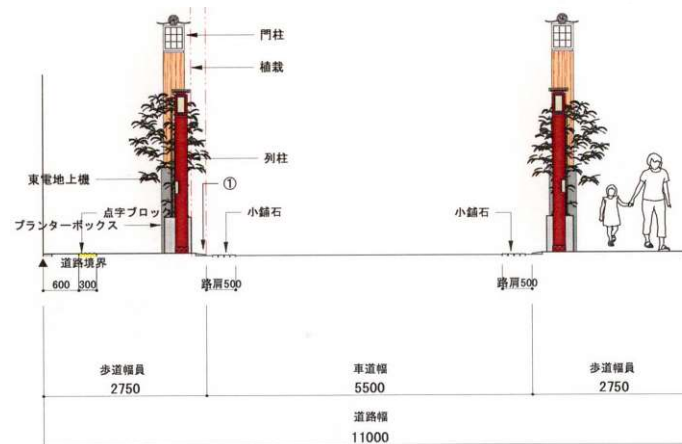
⑥ 自動販売機の設置

「和」のデザイン、色彩とする

■店舗外装図



■道路横断面図



(2)屋外広告物・サイン等に関する事項

①屋外広告物

原則として認めない

②突出広告物

- ・指定する統一内照式看板とし、その他は認めない
- ・色彩は和紙風のベースに文字及びCIマーク等は黒色とする

③壁面広告物

- ・指定する木製統一看板とし、その他は認めない
- ・色彩は木製の板面に文字等は黒色、白色等を用いる
- ・窓面の広告物の掲載は認めない

④置き看板等

歩道へは設置しない

(3)街路に関する事項

①舗装

歩車道とも半たわみ舗装と小舗石を合わせたデザインとする

②門柱

- ・仲見世側に2基、馬道通り側に2基設置する
- ・宝蔵門の丸巴瓦、平瓦を使用し、仲見世、馬道通りに面した柱上部に鬼瓦を取付け、柱の色はこげ茶色を基調とする

③列柱

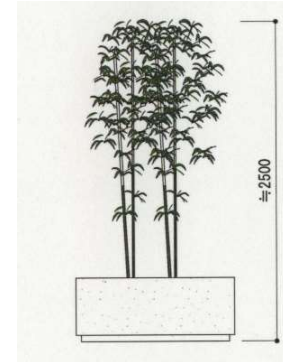
- ・10基設置する
- ・宝蔵門の瓦を乗せ、柱上部に照明器具を内蔵し、柱色はべんがら色を基調とする



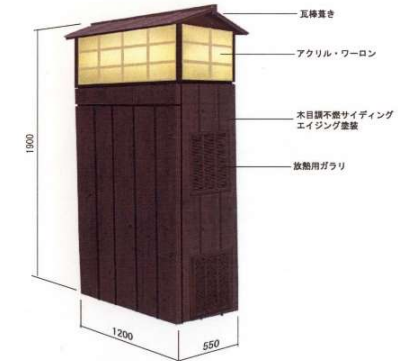
■完成予想図



■植栽



■東電地上機



④東京電力地上機

- ・街の景観に配慮したデザインとする
- ・色彩はこげ茶色を基調とする

⑤植栽

- ・プランターボックスを設置する
- ・クロチク等の竹を植栽し、地被植物としてリュウノヒゲ等を植栽する

⑥その他

- ・常に歩車道の美化注意を払い清掃活動等に努める
- ・歩車道部分に何らかの変化(表層部の掘り起こし等)を及ぼす工事の施工については、事前に当該景観協定委員会に工事計画を説し、同意を得る

(4)その他景観締結者が必要と認める事項

本景観形成方針に照らし、『伝法院通り東商店会のまちづくり』を実現するよう努める